

憲法しんぶん 速報版

発行 憲法改悪阻止各界連絡会議（憲法会議）

Eメール mail@kenpoukaigi.gr.jp
ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp

TEL03-3261-9007
FAX03-3261-5453

2025年11月24日(月)

NO. 1633号

本号3頁

維新が改憲条文案起草委員会設置を主張 衆院憲法審査会

衆院憲法審査会は20日、高市政権となってから初の討議を実施しました。

討議に先立ち、枝野幸男前会長ら審査会メンバーが英国やドイツなどを9月に訪問した偽情報対策に関する海外調査内容を報告しました。欧州の対策の現状について「『表現の自由』との関係で非常に難しいとの共通認識があり、明確な答えが出ていない。表現の自由や国家の政治的中立と偽情報対応に苦慮している。」とした上で、プラットフォーム事業者に対処義務を課す欧州連合（EU）の取り組みに触れ、「『表現の自由』との兼ね合いをしっかりと見据えたものと評価できる」と語り、「日本も同様で、議論を相当深掘りする必要がある」と述べました。

その報告を受けて、与野党は偽情報やフェイクニュース対策、外国勢力介入対策などを巡り議論。自民、立憲両党は、表現の自由に配慮した上で、プラットフォーム事業者への規制強化を検討する必要性に言及しました。偽情報などが選挙や憲法改正国民投票に影響を与えるのを防ぐため、SNSなどを運営するプラットフォーム事業者に対する規制強化が必要だとの声が与野党から相次ぎました。



自民党の山口壮氏も、EUの規制の在り方に関し「制裁金を含め、日本の参考になる」と指摘。欧州連合（EU）が事業者に対し、偽情報の削除だけでなく制裁金も科しているとして「表現の自由よりも、有害情報に対する規制にシフトしている」と指摘しました。立民の大串博志氏は交流サイト（SNS）が投票行動に影響を与えていると指摘。「変化に対応していかなければならない」と語り、「プラットフォームビジネスへの規制強化は不可避ではないか」と訴えました。

日本維新の会の和田有一朗氏は「既存メディアが果たす役割は重要だ」と強調。国民民主党の浅野哲氏は国会議員とプラットフォーム事業者が継続的に意見交換する場を設けるよう求めました。

公明党の河西宏一氏は「外国勢力の介入を未然に防ぐ体制整備が急務だ」と力説。

共産党の赤嶺氏「多様な情報に接することが情報の吟味につながる」と立会演説会復活を提唱

日本共産党の赤嶺政賢議員は、偽情報対策は表現の自由など国民の基本的な人権にかかわる問題であり「改憲のための国民投票法ありきでフェイクニュース対策を議論すれば、誤った方向に向かいかねない」と強調しました。

赤嶺氏は、英独では国家が情報内容に介入しないことを大原則としており、英国のデジタル安全法を執行する通信庁は政府から独立した機関とすることで、公平性・客観性を確保していると指摘。一方で、憲法審では、国会に設置する広報協議会に、ファクトチェックなど情報の真偽を判断する役割を担わせるべきだという意見が出ていると述べ、「広報協議会の委員の多数は改憲賛成会派から選ばれる仕組みで判断が恣意的になりかねない。国家権力である国会が、国民の言論に介入することにつながり、国民の基本的な人権を侵す危険性は重大だ」と批判しました。

その上で赤嶺氏は、国民がさまざまな場面で多様な情報に接触することがネット情報を吟味し判断することにつながると強調。日本では公職選挙法で戸別訪問は禁止され、ビラや選挙ポスターも枚数などが厳しく規制されていると指摘し、「国民が多様な情報に触れるためにも、選挙の自由を拡大する公選法の見直し、立会演説会復活などが重要だ」と主張しました。

維新 改憲条文案起草委員会設置を主張

与党入りした日本維新の会和田有一朗氏は、上記のようにメディアの報道に関して発言した後、最後に「早く憲法審で改憲条文案起草委員会を作って、早急に憲法改正を諮るために進めるべきだ」と述べました。

自民の船田元・与党筆頭幹事は憲法審後、27日に予定されている衆院憲法審の幹事懇談会で起草委の設置を提案する考えを示しました。維新も賛同する見通しです。

立憲「現時点で必要はない」と主張しました。

「高市改憲」は自維に隔たり 連立合意の9条改憲と緊急事態条項創設

自民党と日本維新の会は衆院憲法審査会で憲法改正の条文案をつくる「起草委員会」という「舞台装置」の設置に踏み込んだが、改憲の「中身」はすり合わせが始まったばかりの状態。野党を巻き込んで改憲原案の発議に必要な3分の2の議席を確保できるメドは立っていません。

自維は連立合意文書で、大規模災害などの非常時に内閣の判断で発出できる「緊急政令」などを含む緊急事態条項を創設する改憲について、「2026年度中に条文案の国会提出を目指す」と明記。9条改正の協議を両党で進めることも記しました。

13日の自民と維新両党の条文起草協議会の初会合の冒頭で、自民の新藤義孝組織運動本部長は「憲法改正の土壌を整え、前進する」。維新の馬場伸幸前代表も「憲法改正に向け、ワンステップ上がった」と意気込みました。

高市早苗首相も4日の衆院本会議で「憲法はあるべき国の形を示す国家の基本法であり、国際情勢や社会の変化に応じた改正、アップデートが必要だ」と主張。「各会派の協力を得ながら改正案を発議し、少しでも早く憲法改正の賛否を問う国民投票が行われる環境を作っていけるよう、粘り強く全力で取り組んでいく覚悟だ」と訴えています。

次回 参院憲法審査会 26日、衆院憲法審査会 12月4日

参議院の憲法審査会 11月26日（水）午後1時から 所要時間：1時間15分ほど

（案件）○幹事の辞任及び補欠選任の件（会長代理の指名）

○日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制に関する調査

（憲法に対する考え方について）・各会派の意見表明・委員間の意見交換

衆議院の憲法審査会 12月4日（木）午前10時

（案件）日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制に関する件（今後の議論の方向性）

衆院議員定数1割削減、1年以内に結論…自民と維新が合意

自民と維新の会は21日午前、衆院議員定数の削減に向けた3回目の実務者協議を国会内で開き、1割削減について1年以内に結論を得ることで合意しました。両党は来週にも党内手続きを終えた上で、野党に提案する見通しです。

協議では、「420を超えない範囲で、現行定数465の1割を目標に削減する」との内容で折り合ったとか。現行よりも45議席以上減らし、420議席以下とするとしています。削減対象に関しては、与野党で作る協議会で選挙制度改革も含めて議論するとしています。今国会に提出し、成立を目指す定数削減法案には「施行から1年以内に結論を得る」との文言を盛り込むとしています。

一方、維新は、削減を確実に実行するため、1年以内に結論を得られなかった場合には比例選の議席を50削減するべきだと訴えましたが、自民内に慎重論があり、継続協議となりました。

自民の加藤勝信・党政治制度改革本部長は終了後、記者団に「定数削減は国民から強い支持がある」と強調しました。

両党は来週にも党内手続きを終えた上で、野党に「プログラム法案」を提案する見通しです。

与野党各党が参加する衆院の選挙制度協議会（逢沢一郎座長）は26年春ごろに選挙制度の改革案をまとめる予定で、与野党とも、選挙制度ともに検討を主張しています。

宮城憲法会議 2026 年度総会開催

11月19日、仙台弁護士会館で宮城憲法会議 2026 年度総会が開催されました。

はじめに鹿又善治代表委員が開会あいさつ。その後、「中央憲法会議からの報告」を中央憲法会議の高橋信一事務局長が行いました。その後、総会議事に入り、議長に宮城歌声協議会の渡辺氏を選出しました。

そして、議案と会計関係の報告を鶴見聡志事務局長が行いました。2025年度の活動報告では、①幹事会をほぼ毎月開催し、「充実した議論を行った」と、選挙で開催できなかった6・7月以外、ZOOMによるweb会議システムを併用して実施したと報告。この毎月の幹事会が重点としている三大とりくみなど、2025年の運動を成功させました。

第一は「憲法学校」。第一回は2月、「これでいいのか?日本の財政 2025年度予算案に見る日本経済の行く末」とのテーマで、東北学院大学の谷達彦氏を講師に開催。第二回は7月、「消費税減税できる?財源は? 来る参議院議員通常選挙前に消費税問題を考えよう」とのテーマで、三戸部尚一氏を講師に開催。第三回は10月、「参議院選挙の結果など昨今の政治情勢を踏まえ、新たな市民運動を構築する」とのテーマで、佐々木ゆきえ氏・宮城県新日本婦人の会など4名のパネラーを講師に開催しました。

いずれも充実したレジメとわかりやすい講演で、参加者からの評価も高く、参加した人々からは、今後の運動や重要なバックボーンになるとの評価をいただいたとのことでした。

第二は、5・3憲法を活かす宮城県民集会。宮城憲法会議、宮城県護憲平和センター、憲法を守る市民委員会、さらにみやぎ9条懇話会4団体で実施し、会場満員の600名以上が参加しました。講演会は、山口大学名誉教授の瀬瀬厚氏を講師に、新護憲運動ノススメ～「護憲運動は反戦運動であり、人権擁護運動である」と題して実施しました。

第三はみやぎ市民の憲法行事 2025。久しぶりに31団体と、30団体以上の参加を得て実施することができました。しかし、コロナ前の参加企画が35企画程度あったが、「まだ企画数が足りない状況」と報告されました。

さらに、日本学術会議の解体を許さない宮城の会を結成し、法案の阻止を目指し、複数回の声明や署名活動への協力、9回の街頭宣伝やチラシまき、内閣委員会への直接的な働きかけやFAX要請運動を実施してきたとの報告がありました。

2026年度の活動方針では、例年通り、5・3集会・憲法学校・みやぎ市民の憲法3大行事を実施するほか、学習活動の活発と「明文改憲を許さない宮城の会」の再始動にとりくむと提案されました。

これらの提案が、質疑・討論の後、「2025年度決算報告」等の会計関係も含め、賛成多数で採択されました。

憲法会議は呼びかけます!! 議員定数削減反対大宣伝行動!!

先日の憲法会議の担当常任幹事会で、議員定数削減反対のとりくみについて議論され、憲法共同センターの17日の運営員会で、大きな宣伝行動を提案することとなりました。

それを受けて、17日、提案。結果、12月9日の「9の日行動」を議員定数削減反対の大行動と位置づけ取り組むこととなりました。そのための①横断幕を準備する、②署名用紙(新婦人が取り組んでいる署名)を用意する、③弁士は定数削減反対の訴えも行うこととなりました。

どうぞ、憲法会議参加の団体もたくさん参加し、議員定数削減反対の声を上げましょう。また、全国各地で憲法会議から呼びかけ、諸団体とともに声を上げましょう。